

昭和五十八年建設省令第十七号

浄化槽法附則第十条第一項の型式の認定に  
関する省令

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）附則  
第十条第三項の規定に基づき、浄化槽法附則第十  
条第一項の型式の認定に関する省令を次のように  
定める。

（認定の申請）

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）附則第  
十条第一項の認定を受けようとする者は、建設  
大臣に、次の事項を記載した申請書を提出しな  
ければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名
  - 二 工場の名称及び所在地
  - 三 浄化槽の名称
- 2 前項の申請書には、次の図書を添付しなけれ  
ばならない。
- 一 処理方式及び処理能力を記載した書面
  - 二 構造図
  - 三 仕様書
  - 四 計算書
  - 五 処理工程図
  - 六 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載  
した書面
  - 七 製造方法及び製造設備の概要を記載した  
書面
  - 八 検査方法及び検査設備の概要を記載した  
書面
  - 九 施工要領書
  - 十 維持管理要領書

3 法附則第十条第一項の認定を受けようとする  
型式が既に同項の認定を受けている型式と浄化  
槽法関係手数料令（昭和五十八年政令第二百二  
十九号）附則第二項ただし書の建設大臣が定め  
る基準からみて重要でない部分のみが異なる場  
合においては、第一項の申請書に、前項の図書  
のほか、当該認定を受けている型式に係る認定  
の番号及び年月日を記載した書面を添付すると  
ともに、当該図書に当該認定を受けている型式  
と異なる部分を明示しなければならない。

4 法附則第十条第一項の認定を受けて当該認定  
に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者  
（以下「特定浄化槽製造業者」という。）は、第  
一項各号の事項又は第二項第七号から第十号ま  
での図書の記載事項を変更したときは、速やか  
に建設大臣に届け出なければならない。

（認定の表示）

第二条 特定浄化槽製造業者は、当該認定に係る  
型式の浄化槽（外国の工場において製造される  
浄化槽にあつては、本邦に輸出されるものに限  
る。）を販売する時までに、これに別表で定め  
る方式による表示を付さなければならない。

- 2 前項の規定により表示すべき特定浄化槽製造  
業者の氏名又は名称については、その者が建設  
大臣の承認を受け、又は建設大臣に届け出た場  
合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た  
登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二  
十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）を用  
いることができる。
- 3 前項の規定により承認を受け、又は届け出よ  
うとする特定浄化槽製造業者は、別記様式によ  
る申請書又は届出書を建設大臣に提出しなけれ  
ばならない。

（認定の取消し）

第三条 建設大臣は、法附則第十条第二項に規定  
する浄化槽の構造基準が変更され、既に同条第  
一項の認定を受けた浄化槽が当該変更後の浄化  
槽の構造基準に適合しないと認めるときは、当  
該認定を取り消さなければならない。

- 2 建設大臣は、特定浄化槽製造業者が、不正の  
手段により法附則第十条第一項の認定を受けた  
とき、第一条第四項の規定による届出をせず、  
若しくは虚偽の届出をしたとき、前条第一項の  
規定に違反したとき、又は第四条の規定による  
報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき  
は、当該認定を取り消すことができる。
- 3 建設大臣は、前二項の規定による認定の取消  
しをする場合には、あらかじめ、期日、場所及  
び事案の内容を示して、当事者又はその代理人  
の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなけれ  
ばならない。ただし、これらの者が正当な理由  
がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わな  
いでの認定の取消しをすることができる。

4 建設大臣は、法附則第十条第一項から第  
三項までの規定の施行に必要な限度において、  
特定浄化槽製造業者に、その業務に関し報告さ  
せることができる。

（報告徴収）

第五条 建設大臣は、法附則第十条第一項の認定  
又は第三条第一項若しくは第二項の規定による  
認定の取消しをしたときは、その旨を厚生大臣  
に通知するとともに、官報に公示するものとす  
る。

附 則

この省令は、昭和五十八年十一月十七日から  
施行する。

別表（第2条関係）

表示の方式	表示の方法
1 浄化槽の名称	見やすい箇
2 「建設大臣型式認定浄化槽」の 文字	所に容易に 消えない方 法で表示す ること。
3 法附則第10条第1項の認定の 番号	
4 法附則第10条第1項の認定の 年月日	
5 処理方式	
6 処理能力	
7 特定浄化槽製造業者の氏名又は 名称	

別記様式（第2条関係）（B5）

